

IASB ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ ディレクター（金融担当） いたばし あつし
板橋 淳志

当委員会は、2014年10月に、国際会計基準審議会（IASB）から2014年4月に公表されたディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という。）に対してコメントレターを送付している。

企業はリスクを、時とともに変化するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に基づいて管理することが多く、これと整合的にリスク管理プロセスも動的になり、この結果、オープン・ポートフォリオから生じる純額リスク・ポジションの頻繁なモニタリングとこれに対応したリスク管理活動の見直しが連続的に行われる。現行の会計基準の要求事項は、このような動的风险管理活動を企業の財務諸表に適切に反映するのに困難がある。IASBは、このような状況に対応するアプローチとして、DPにおいてポートフォリオ再評価アプローチ（PRA）を提案し、このアプローチが財務諸表が提供する情報の有用性を向上させるか否か、また、どのようにもたらすかを評価するとともに、運用可能かどうかを評価するためのフィードバックを利害関係者から得ることとしている。

当委員会からのコメントレターにおいては、動的风险管理に関する会計処理の開発に対するIASBの取組みを評価した上で、主に次の点をコメントしている。

- オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に対する新たな会計アプローチの開発：現行の公正価値ヘッジ会計をオープン・ポートフォリオにおけるヘッジ活動に適用する場合、有用な財務情報の提供の観点で限界があり、また、実務上の煩雑さもあるため、これに対処する観点から、現行のヘッジ会計の要求事項を基礎とする修正を含む新たなアプローチの検討を行うことを支持している。
- PRAの適用範囲
 - ▶ 動的风险管理に焦点を当てた範囲への適用に反対：PRAを企業の動的风险管理に含まれるすべての管理対象に適用すること（動的风险管理に焦点を当てた適用範囲）は、プロジェクトが現行のヘッジ会計をオープン・ポートフォリオに適用する際に生ずる問題の解決を当初の目的に据えていたことと乖離する可能性があるため反対であるとしている。また、この場合、PRAを適用することによる純損益への影響が、金融商品の分類及び測定で要求される金融資産及び金融負債の基本的な測定による場合と大きく異なることになるため、この点でも、当該範囲への適用に懸念を有しているとしている。
 - ▶ PRAのリスク軽減活動に焦点を当てた範囲への適用のさらなる検討：コメントは、ヘッジ活動を通じてリスク軽減を行っている場合にその範囲でPRAを適用すること（リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲）が現行のヘッジ会計をオープン・ポートフォリオに適用する際に生

ずる問題の解決という本プロジェクトの当初のニーズに沿っているため、さらなる検討の価値があるとしている。しかし、DPではこの場合の実務上の困難も指摘していることから、コメントはPRA以外のアプローチを検討する可能性についても言及している。

- **現行のヘッジ会計の要求事項の限定的な修正の可能性**：オープン・ポートフォリオにおけるヘッジ会計の困難性を解消する上で、これまでのIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改正及びIFRS第9号「金融商品」の一般ヘッジ会計の要求事項の開発では不十分だったか否かについての認識を共有すること、また、それらの認識を基礎にIAS第39号やIFRS第9号の限定的な修正により現行のヘッジ会計をオープン・ポートフォリオに適用する際に生ずる問題に対処することが可能か否かを検討することに価値があると考えている。
- **行動予測特性の反映**：DPはリスクが行動予測ベースで管理されている場合、PRAの適用上、キャッシュ・フローの見積りを行動予測に基づいて行うか否かを検討しており、貸付金に期限前償還条項がある場合の期限前償還の予測やコア要求払預金などを行動予測の例として掲げている。コメントでは、行動予測特性の反映はリスク軽減活動をより忠実に表現することにつながるが、重要な見積りを伴うものであるため、検証可能性の確保の観点から十分なガイダンスを設けるべきであるとしている。
- **「その他の包括利益（OCI）を通じたPRA」の代替案**：DPは、管理対象ポートフォリオの評価差額及びリスク管理金融商品の公正価値変動をOCIに認識するPRAの代替案を提示している。コメントでは、動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲の場合でも、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲の場合でもこの代替案は適切とならないため、さらなる検討を行うべきでないとしている。
- **金利以外のリスクへのPRAの適用**：銀行の金利リスク管理に類似して、特定のリスクについて連結グループ内の会社ないし部門で一元的に動的リスク管理が行われる場合があるため、この場合、PRAと同様の取扱いを適用することが可能か否かを検討する価値があるとしている。例えば、商品の価格変動リスクや為替リスクを一元的に管理する場合である。